

令和7年度兵庫県多胎児の家庭に対する外出環境支援事業 募 集 要 項

育児用品にかかる経済的負担が大きい多胎育児家庭の外出時に必要不可欠な大型育児用品の購入・レンタル費用の一部を助成し、入手に際しての経済的負担の軽減を図るとともに、多胎育児の外出環境を支援します。

1 補助対象者

申請日（レンタルの場合はレンタル開始日）時点で、①～③を全て両方満たす者

- ① 兵庫県内に住所があること
- ② 3歳未満の多胎児を養育している 又は
自分または配偶者が多胎児を妊娠中であること
- ③ 補助対象となる育児用品の購入（レンタル終了日）が令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間内であること

※ これまでに本事業の補助を受けた方は対象外となります

※ 令和7年4月1日～6月2日に満3歳を迎える場合は、購入時に3歳未満であれば申請出来ます

2 補助対象となる経費

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に購入（レンタル終了）した以下の経費

※ 購入の場合、インターネットショッピングや通販の発注・受取も上記期間内としてください

（補助対象となる経費）

多胎児1組につきいずれか1品目

- ・子ども2人以上乗りベビーカー
- ・チャイルドシート（多胎児の数と同数の台数まで補助します）
- ・子ども二人乗せ自転車

（補助対象外）

個人間の取引（メルカリ、リサイクル等）・オークションによる購入、自作した物品の材料費、その他兵庫県が適当ではないと判断した経費

3 補助金額

対象となる経費の1／2以内（上限2万円、千円未満切り捨て）

- ※ 他の補助事業で助成を受ける場合は、重複して補助を受けることは出来ません
- ※ ポイントやクーポン、ギフトカード等の利用金額分は補助の対象外です（ポイント、クーポン、ギフトカード等の利用金額分を差し引いた金額を対象に補助します）

4 申請手続き等

(1) 申請書の受付

令和7年6月3日（火）～令和8年3月31日（火）必着

※ 令和7年4月1日以降に購入したものであれば、申請可能です。

※ 予算の上限に達した場合は、予告なく受付を終了することがあります。

(2) 申請に必要な書類

「母子健康手帳の親の氏名」、「申請者」、「領収書の宛名」、「口座振込先」は必ず一致させてください

書類名	説明・具体例等
母子健康手帳の写し （多胎児全員分）	・ 申請者の氏名 ・ 出産日（出産前の場合は、母子健康手帳の交付日）が記載されたページの写し（表紙、出生届出済証明のページ等）
本人確認書類の写し	住所、氏名、生年月日の記載があるもの 免許証、健康保険証（住所記載がある裏面も必要）、マイナンバーカード等いずれか1種類 （注）申請時の住所と一致していることが必要です
領収書の写し	支払者（申請者）、支払日、販売事業者等の名称、金額、品目（例：「双子用ベビーカー」など）が確認できるもの （注）レジ発行の記名欄のない領収書では申請できません。販売事業者に再発行をご相談ください
通帳表紙見開きページの写し	口座名義人（申請者）、金融機関名、支店名、口座番号が確認できるもの インターネットバンクの場合、上記4項目がわかるWebページ、キャッシュカード等の写し

※ 提出いただいた書類は、原則として返却いたしませんので、ご了承ください

※ 申請内容について確認や追加の資料の提出をお願いすることがあります

兵庫県のホームページ「令和7年度多胎児の家庭に対する外出環境支援事業について」(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/tatai.html>)から、補助金申請ページにアクセスし、申請して下さい。

```
graph LR; A[申請者  
(多胎児の親)] -- "(あれば) ①申請に係る相談" --> B["【事務委託先】  
ひょうご多胎ネット"]; A -- "②申請" --> B; B -- "③審査・申請書類の提出" --> C["【実施機関】  
兵庫県  
こども政策課"]; C -- "④補助金額確定通知・支払" --> A;
```

申請者
(多胎児の親)

(あれば) ①申請に係る相談

②申請

【事務委託先】
ひょうご多胎ネット

③審査・申請書類の提出

【実施機関】
兵庫県
こども政策課

④補助金額確定通知・支払

(申請に関するお問い合わせ・ご相談)

[Email] 253545@hyogotatai.com

(制度に関するお問い合わせ)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 県庁 1 号館 5 階

[T E L] 078-341-7711 (内線 2859, 2866)

[Email] kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp